

合併市に関する調査

記入月日：平成17年4月19日

基礎情報

都道府県・市名	広島県・尾道市（おのみちし）
合併期日	平成17年3月28日
合併形式	編入合併
住所（旧市町村名も記載）	広島県尾道市久保一丁目15番1号（旧尾道市）
人口（合併直前の国調）	117,407人（平成12年）
面積	212.33km ²
議員定数	34人
関係市町村名	尾道市、御調町、向島町

関係市町村合併直前の状況

関係市町村	市町村名	人口（人）	面積（km ² ）	議員数（人）	高齢化比率（%）
	尾道市		92,586	110.95	26
御調町		8,111	82.98	16（15）	30.2
向島町		16,710	18.40	16	24.6
合計	-	117,407	212.33	58（57）	-

（ ）は実員

関係市町村の財政状況

平成15年度決算

関係市町村	市町村名	歳入合計（千円）	地方税（千円）		指定団体等の指定状況	財政力指数
			地方税（千円）	地方交付税（千円）		
尾道市		34,236,030	11,368,144	7,436,229	離島、特定農山村、農振	0.595
御調町		5,716,810	629,997	2,040,760	過疎、特定農山村、農振	0.266
向島町		5,694,041	1,231,417	1,609,107	農振	0.426
合計	-	45,646,881	13,229,558	11,086,096	-	-

合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日：平成15年3月25日	解散年月日：平成17年3月27日
内容	平成15年3月25日に法定合併協議会設置後、会議を11回開催し、全43項目の協議項目を確認した。	
住民発議について	無	
市町村建設計画	計画の期間：平成17年度から平成26年度までの10か年	
基本計画の主要項目	<p>まちづくりのテーマ 「瀬戸内の十字路に輝く宝石のような価値あるまち」</p> <p>まちづくりの基本方針と主要施策の方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 世界と交流するまちへ 交流と連携の推進 2 出会いとドラマを演出するまちへ 魅力ある都市空間の形成 美しい景観の形成 交通体系の整備 高度情報通信ネットワークの整備 3 産業ルネッサンスのまちへ 産業の活性化と創造 4 優しさを共有するまちへ 保健・医療・福祉サービス提供体制の整備 子どもが健やかに育つ社会の形成 5 未来を拓く住民活力を培うまちへ 人権の尊重と社会参画の推進 市民活動の活性化 充実した教育環境と多様な学習機会の創出 文化や芸術を楽しみ、スポーツ・レクリエーションに親しむ社会の形成 6 自然と共生した快適な生活のまちへ 環境にやさしい社会の形成 安全で質の高い住環境の整備 	
旧市町村庁舎の利活用	尾道市役所 本庁舎、御調町役場 御調支所、向島町役場 向島支所	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 2
議会の議員の定数に関する特例	無	有の場合： - 名
議会の議員の在任に関する特例	無	有の場合： - 年 - ヶ月
議会の議員の報酬額	月額：議長52万円、副議長50万円、議員47万円	
地域審議会の設置について	無	
内容	特になし	
地方税に関する特例	有	
内容	法人住民税の法人税率の相違については、平成21年度まで不均一課税を行う。 都市計画税を課税していない市街化区域（向島町の区域）については、平成21年度まで課税を免除する。	
合併特例債発行限度額（億円）	約299億円	

その他

協議された事項	<p>主要項目について、簡単な内容を含め10項目ご記入ください。(例：庁舎の位置 等)</p> <p> 合併の方式 編入合併 合併の期日 平成17年3月28日 新市の名称 尾道市 新市の事務所の位置 尾道市役所を本庁、御調町役場及び向島町役場を支所とする。 財産の取扱い 御調町及び向島町の所有する財産（権利及び義務を含む。）は全て尾道市に引き継ぐ。 議会の議員の定数及び任期の取扱い 合併前の尾道市の議会議員の任期である平成19年4月30日までとし、合併前の御調町（定数3人）及び向島町（定数5人）の区域を選挙区とする増員選挙を行う。 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い 選挙による委員である者は、尾道市農業委員会委員の在任期間である平成17年7月19日まで、引き続き在任する。 地域審議会の取扱い 地域審議会を設置しない。なお、合併後の市域の速やかな一体化と均衡ある発展に資するため、新市において合併前の御調町及び向島町を職務区域として、それぞれに地域振興推進委員を置く。 手数料等の取扱い 手数料等の取扱いについては、病院事業を除き、合併時に統一する。 町名・字名の取扱い 御調郡御調町及び御調郡向島町の区域及び名称は、尾道市の町の区域及び名称とする。尾道市及び御調町において存する現行の大字名から「大字」を表示しないこととし、さらに、御調町野間の区域については、御調町野間及び御調町山岡に分割する。 </p>
	<p>残された課題について、箇条書きでご記入ください。</p>
	<p>特になし</p>